令和５年度加東市まちづくり活動費補助金（自治組織分）交付申請の手引き

①

本手引きには、加東市まちづくり活動費補助金（自治組織分）について、制度の趣旨や対象経費、手続きの流れなどをまとめています。本手引きをご確認のうえ、制度の趣旨等を踏まえて申請いただきますようお願いいたします。

１．趣　　旨

　住民自治組織（地域づくり協議会、ふれあい協議会、ふれあい広場、地域活性推進委員会、まちづくり協議会などのこと。以下同じ。）が行う、コミュニティを推進する活動に対して補助金を交付することによって、地域コミュニティの推進、地域主体のまちづくりを支援します。

２．補助対象

　住民自治組織が主体的に行う、地域コミュニティを推進する活動に必要な経費を補助対象とします。

３．補助対象経費

対象となる経費

以下、**活動・会議・事務**等に要する経費とします。

・役務費（郵送料、手数料、保険料等）

・使用料及び賃借料（会議室使用料、バスレンタル料、光熱水費等）

・印刷製本費（チラシ、資料印刷代等）

・消耗品費（文房具、用紙、インク代等）

・食糧費（弁当、茶菓子代等）

・材料費（調理に係る食材費等）

・報償費（講師等謝礼等）

※ただし、食糧費の総額は補助金額の２分の１を限度とします。会議やイベントでの弁当代等は単価８５０円、お茶代等は１５０円を限度とします。

　対象とならない経費

　・財産購入費（土地、建物等）

・備品購入費（高価な完成品等）

・食糧費（酒）

　・給料（スタッフへの賃金等）

　※活動に必要な備品の購入や、上記に記載のない経費等、判断に迷う場合は、事前に市人権協働課担当までご相談ください。

４．補助金額

　補助金額は、以下の方法で算出します。

　(1) 均等割額：小学校区ごとに一律２００，０００円

　 　　　　（東条学園小中学校は、２小学校区とみなします。）

(2) 世帯割額：構成する区域内の世帯数×１８０円（１００円未満の端数切り捨て。）

(3) 加 算 分：住民自治組織が行う全ての活動が、構成する区域内の全住民を対象に行う

ものである場合は、上記（１）と（２）の合計金額に７５％を加算します。（１００円未満の端数切り捨て。）

一つの地区・自治会で行う祭りなど、一部の地区・自治会の住民のみを対象に行う活動がある場合、適用されません。

Ａ．加算分がない場合…（１）＋（２）

Ｂ．加算分がある場合…（１）＋（２）＋｛（１）＋（２）｝×０．７５

（１００円未満の端数切捨て。）

　　※加算分適用の有無は、別紙⑤「事業の実施計画書」から判断します。また、実績報告時に加算条件を満たしていないと判断した場合は、加算分の返還を求めることがあります。

５．手続きについて

補助金の申請から精算までの流れは以下のとおりです。

(1) 補助金交付申請（住民自治組織→市）

提出書類…②令和５年度加東市まちづくり活動費補助金交付申請書、③収支予算書、④資金計画書、⑤事業の実施計画書、⑥住民自治組織等登録票、

⑦支払金口座振込申出書（⑦は、前年度と変更がない場合、提出不要）

(2) 補助金交付決定（市→住民自治組織）

(3) 補助金交付請求（住民自治組織→市）

　 提出書類…⑧加東市まちづくり活動費補助金請求書

(4) 補助金支払（市→住民自治組織）

(5) 全活動終了

　(6) 実績報告（住民自治組織→市）

　 提出書類…⑨加東市まちづくり活動費補助金実績報告書、⑩収支決算書、

⑪令和５年度加東市まちづくり活動費補助金出納簿、

⑫食糧関係費用確認票、⑬活動内容報告書（活動時の写真があれば添付）、

⑭領収書の写し（明細のわかるもの、レシート可）、⑮通帳の写し

・活動が終了しましたら、速やかに実績報告書を提出してください。

　　**提出期限：令和６年３月２９日（金）**

　　※年度の途中で活動の実施状況、収支の内容を確認させていただく場合がありますので、活動の実施内容や参加人数、収支等は随時整理しておいてください。

　　※活動日程や支払の関係等で、やむを得ず上記提出期限までに実績報告書を提出できない場合は、市人権協働課担当にご連絡ください。

６．その他

　　新たに活動を検討する際は、経費や事務作業、人的負担等の観点から、新規イベント等の開催だけではなく、先進的な取組を行う市外団体の視察を行うなどして、現在、行っている活動内容の拡充や、負担が少なく継続できる取組を検討してください。（ふれあい喫茶、料理教室、スポーツ大会、交通安全教室　等）

また、他団体と共催して事業等を行う場合は、事業にどのように携わり、どのような費用を負担するのかという観点から補助対象の可否を判断します。事前に支出内容等について市人権協働課担当にご相談ください。

７．提出・お問い合わせ先

〒673-1493　加東市社50番地

加東市市民協働部人権協働課（庁舎１階）

担当：藤原　悠

　電話：０７９５－４３－０５４４（直通）

　FAX：０７９５－４２－１７３５

　E-mail：kyoudou@city.kato.lg.jp